

## 高山市資金管理及び運用基準

(平成25年5月8日決裁)

### 1 (目的)

この基準は高山市会計管理者（以下「会計管理者」という。）の管理する資金について、管理の原則及び管理方法を定めることにより、安全性及び流動性を確保した上で、より有利な運用を図るため効率的な資金管理を行い、市の健全な運営に資することを目的とする。

### 2 (資金の定義)

この基準において、「資金」とは次に掲げるものをいう。

- (1) 歳計現金及び歳入歳出外現金（以下「歳計現金等」という。）
- (2) 基金に属する現金及び債券（以下「基金」という。）
- (3) 一時借入金

### 3 (法令等との関係)

資金管理は、地方自治法、地方自治法施行令、地方財政法及び高山市積立基金条例、高山市金融機関に係る保険事故に対応するための基金条例の特例を定める条例、高山市会計規則に定めるものを除くほか、本基準の定めるところによる。

### 4 (資金の管理及び運用の基本原則)

資金管理にあたっては、優先度の高い順に安全性、流動性、効率性を確保することを原則とする。

- (1) 資金は金融機関への預け入れや債券の購入などにより管理及び運用を行うが、その際には資金元本の安全性の確保を最優先する。
- (2) 支払等に支障が生じないように、一定の資金については流動性を確保する。
- (3) 上記各号の原則を維持しながら、運用収益の向上に資するため、資金に余裕がある場合には効率性を追求する。
- (4) 資金の管理運用について説明責任と透明性の確保のため、年度ごとに公金管理・運用方針及び運用実績を作成するとともに市長に報告し、また市民に公表する。
- (5) 会計室にて運用している基金については一括運用を行う。運用益は、各基金の残高割合に基づき按分する。

### 5 (一時借入金)

- (1) 一時借入金は、歳計現金として管理するものとする。
- (2) 一時借入による資金の調達は、次の方法の内から有利な利率の手法を選択する。

- ア 当座貸越
- イ 売り現先取引
- ウ 基金の繰り替え運用

## 6 (収支予定による運用)

会計管理者は、会計規則第8条の規定に基づき、各部長等から提出された翌月分の収支予定額報告書と近年の収支状況を参考に、該当月の資金計画を立てて歳計現金等を運用するものとする。

## 7 (金融商品の選択・運用)

### (1) 金融商品選択の原則

#### ア 歳計現金等

歳計現金等は支払いに対する準備金であり、主に指定金融機関の普通預金及び通知預金で流動性を確保するほか、定期預金、債券（国債、地方債）で運用する。

#### イ 基金

普通預金及び通知預金で流動性を確保するほか、次の金融商品から選択して運用する。

- (a) 定期預金
- (b) 国債
- (c) 地方債
- (d) 政府保証債
- (e) 地方公共団体金融機構債
- (f) 財投機関債等のうち別に定めるもの

#### ウ 債券購入価格の考え方

基金に係る資金運用において債券を購入する場合は、原則として購入価格が100円以下のものとする。ただし100円以下での購入が困難な場合には、100円を超える債券であっても、償還時の元本と購入時から償還時までの利払いの合計額が当該債券の購入価格を上回り、かつ他の金融商品で保有するよりも有利に運用できると考えられる場合に限り購入できることとする。

この場合、基金の元本を確保するために、100円を超える部分について、償還期間までの各年度において均等に分割し、初回の利払金から差額に相当する金額を基金の元本に組み入れるとともに、残利息については、各年度の運用益として処理する。

なお、経過措置として、改正前に購入した債券については、組み入れが終了するまで、従前の方法により取扱うこととする。

## (2) 運用期間の原則

### ア 歳計現金等

定期預金の預入期間は1年を上限として運用する。

債券については、短期債（短期国債、政府短期証券）や残存期間の短い既発債等の、保有期間が1年未満のもので運用する。

### イ 基金

定期預金による運用は5年を上限とする。

債券による運用は概ね10年を上限とするが、長期にわたり取り崩す予定がない基金については、各基金の設置目的並びに積立て及び取崩しの計画等を確認して、20年を上限として効率的な運用を行う。

## (3) 満期保有の原則

資金運用にあたっては、当該金融商品を満期まで保有することを原則とするが、次の場合は運用中の預金の解約又は債券の売却を行うことができるものとする。（解約や売却時に、理由と方法等について説明書類及び決裁を残すこと）

ア 支払い現金として確保する必要が生じた場合

イ 資金の安全性を確保することが必要となった場合

ウ 安全性を確保し、さらに効率的な運用を行うために商品の組換えを行う場合

エ 債券の売却により発生する売却益（経過利息含む）が、同債券の売却日から満期までに受け取る総利息額（償還差益含む）より多い場合

オ 債券購入価格（経過利息含む）より売却価格（経過利息含む）が高く、かつ売却益（経過利息含む）が同債券の年間利息分より多い場合

## (4) 金融機関選択の原則

資金等の預け入れを行う金融機関は、高山市指定金融機関又は高山市収納代理金融機関であって、引き合い等により預金利率が有利であること、高山市に対する債権との相殺が可能であること及び高山市との事務処理が円滑に行われる金融機関であることを総合的に考慮し選択する。

ただし、次に掲げる事項に該当する金融機関には預金しない。また、運用期間中に下記の事項に該当した場合は、直ちに預金を解約して、元金の保全を図るものとする。

ア 自己資本比率について、国際統一基準を採用する金融機関にあつては8%、国内基準を採用する金融機関にあつては6%を下回った場合。

イ 決算の状況において、3期連続赤字である場合。

ウ 不良債権比率が15%を超えた場合。ただし、比率が15%を若干超えた場合で、当該金融機関の各財務指標が他の金融機関に比べ劣っていないと判断される時は、本事項を適用しない。

エ 会計管理者が金融機関に求めた事項に対し、明確な回答・説明がなされない場

合

(5) 証券会社選択の原則

7 (1) イに定める金融商品のうち、(b)～(f)の債券の選定については、証券会社各社からの情報を基に購入価格、利率、利回り等のもっとも有利な商品を選定する。(地方債に関しては、発行元の地方公共団体の財政状況も参考とする)

なお、選定においては引き合い方式又は相対方式によりもっとも有利な条件の証券会社から購入するが、同等の場合には日頃の提案内容や情報等のサービスも考慮し、市への貢献度を含め総合的に判断する。

(6) 経営状況の把握

金融機関、証券会社が営業年度ごとに作成している業務及び財産等の自己開示情報の比較分析、新聞、情報誌等による情報の収集は、少なくとも過去3年度分にわたって行い、経営状況の的確な把握に努める。

8 (資金管理体制)

(1) 資金管理の権限及び責任

本基準の適用を受ける資金管理の権限及び責任は会計管理者が有する。

会計管理者は、金融情勢等に応じた判断のもとで安全で効率的な資金管理を行うよう努める。

(2) 実施体制

資金の保管、運用、調達の事務処理は、会計管理者以下会計室職員が実施する。

基金に属する資金の運用にあたっては、予算書、中期財政計画、当該基金の運用計画を確認するとともに、重要な事項については所管の部長と協議する。

(3) 資金の保全

金融機関の破たん等「預金(貯金)保険制度」の対象となる事態が起きた場合に備え、必要な情報を集めておく。

(4) 管理者の義務

資金管理者及び従事する職員は、扱う資金が市民からお預りした公金であることを踏まえて、資金管理に関する事項を判断、決定、実行するにあたり、市民の利益を第一目的とし、法令及び本基準に定める諸要件を誠実に守らなければならない。あわせて、資金管理を行うにあたっては最も市民の利益となるよう、金融情勢等に対して一般の資金運用者が払うべき注意を怠ってはならない。

9 (本基準の見直し)

この基準の見直しは、高山市公金管理・運用方針検討会議に協議し、決定するものとする。

附 則

この基準は、平成25年5月8日(決裁の日)から施行する。

附 則

この基準は、平成29年1月31日(決裁の日)から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年9月8日から施行する。